

第 5499 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 6月29日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 法人が外国子会社から受取る配当

**Q**：外国の子会社から受け取る配当は、受け取った親会社ではどのように取り扱われるのですか？

**A**：次のようになります。

### 【解説】

外国にある子会社から親会社が配当を受取った場合、かつては、その配当金のすべてが益金算入とされていましたが、平成21年度の税制改正において、配当等の額から5%相当額を控除した金額が益金不算入となり、平成27年度の税制改正において、その外国子会社の本店所在地国でその配当等の額の全部又は一部が損金算入とされているものについては、全額益金不算入の対象外とされました。

この場合、配当等の一部のみが損金算入となる場合であっても、親会社では全額が益金不算入の対象外(益金算入)となりますが、次の算式により計算した金額(損金算入対応受取配当等の額)を益金不算入の対象外とすることも認められています。

外国子会社からの配当等の額×(a)のうち  
外国子会社で損金算入された額÷外国子会社の配当等の支払総額(a)

なお、この金額を適用した場合は、配当等の額から控除する5%相当額は、損金算入対応受取配当等の額を控除した残額の5%相当額となります。

この場合の外国子会社とは、原則として発行済株式等の25%以上を配当等の支払義務が確定する日以前6月以上継続保有している外国法人をいいます。

